

# 本太一丁目自治会規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、地域住民の親睦、環境整備、安全等を図るとともに、共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、本太一丁目自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、さいたま市浦和区本太一丁目の全域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、本太一丁目自治会集会所に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公共諸団体との連絡及び折衝に関する事項
- (2) 環境衛生に関する事項
- (3) 防災、防犯及び交通安全に関する事項
- (4) 保健体育に関する事項
- (5) 福祉に関する事項
- (6) 世代間のふれあい活動及び娯楽に関する事項
- (7) 文化及び教養に関する事項
- (8) 慶弔に関する事項
- (9) 集会所の管理運営に関する事項
- (10) その他目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を、会長に提出するものとする。

なお、賛助会員は、別に定める賛助会員申込書を、会長に提出するものとする。

2 本会は、前項の入会申込みがあつた場合、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合に退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

- (2) 本人により別に定める退会届が会長に提出された場合
- (3) 会費を2年以上滞納した場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。
- 3 第1項第1号の規定により退会した会員が、賛助会員になることを妨げない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 地区長 各地区に2名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 書記 2名
- (6) 委員長 各委員会に1名
- (7) 副委員長 各委員会に若干名
- (8) 委員 各委員会に若干名
- (9) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は、理事会が会員の中から候補者を推薦し、総会において選任する

- 2 監事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 監事は、他の役員と兼ねることができない。
- 4 地区長は、別に定めるところにより、会員の中から各地区において選出し、総会において選任する。
- 5 会計、書記、委員長、副委員長及び委員については、会長が会員の中から選出し、総会において選任する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
  - (2) 会長、副会長及びその他役員業務執行の状況を監査すること
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
  - (4) 前号の規定により報告をする必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること
- 4 地区長は、地区を代表し、会員相互の連絡調整に当たり、理事会の構成員として会務を審査するとともに事業執行を推進する。
- 5 会計は、出納事務を処理し会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 6 書記は、総会、理事会及び役員会の議事録を作成し、会議資料等を整理及び保管する。
- 7 委員長は、担当する職務又は事業を遂行し、副委員長は、これを補佐する。

8 委員は、正副委員長を補佐し、担当する職務又は事業を遂行する。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、補充することができ、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

## 第4章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第15条 会長は、総会に諮り、相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、重要な会務について会長の諮問に応えるとともに、理事会又は役員会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、委員会及び正副会長会議とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、委員及び監事を除く役員をもって構成する。

3 役員会は、地区長及び監事を除く役員をもって構成する。

4 委員会は、それぞれの業務を専門的に担当する委員をもって構成する。

5 正副委員長会議は、正副委員長及び協議する事項に係る役員をもって構成する。

(会議の権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行に当り会員相互の連絡調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

3 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (2) 本会の運営及び事業の執行に係る企画及び立案に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 委員会は、次の事項を執行する。

- (1) 分担する職務又は事業の遂行に関する事項
- (2) その他必要な事項

5 正副委員長会議は、次の事項を協議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 本会の運営及び事業の執行に関する事項
- (3) その他必要な事項

#### (総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 総会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき
- (3) 第13条第3項第4号の規定により監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき

#### (理事会等の開催)

第20条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事会構成員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 2 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 役員会構成員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 3 委員会は、委員長が必要と認めたとき開催する。
- 4 正副委員長会議は、会長が必要と認めたとき開催する。

#### (会議の招集)

第21条 総会、理事会、役員会及び正副会長会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、第19条第2項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、第20条第1項第2号及び第2項第2号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会又は役員会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、次の事項を開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。
  - (1) 会議の目的たる事項及びその内容
  - (2) 会議の日時及び場所

#### (会議の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

- 2 理事会、役員会及び正副会長会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

#### (会議の定足数)

第23条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会、役員会、委員会及び正副会長会議は、会議の構成員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (会議の議決)

第24条 総会の議事は、本規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 理事会、役員会、委員会及び正副会長会議の議事は、会議に出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第25条 会員は総会において、各々一箇の表決権を有する。

- 2 役員は理事会、役員会、委員会及び正副会長会議において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第26条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第23条及び24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

## 第6章 組織

(委員会)

第28条 本会は、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 環境衛生委員会
- (3) 防災防犯委員会
- (4) 保健体育委員会
- (5) 福祉活動委員会
- (6) ふれあい活動委員会
- (7) 文化教養委員会

(下部組織)

第29条 本会は、下部組織として地区及び班を置く。

- 2 下部組織は、原則として10世帯から20世帯までをもって班を、10班から20班までをもって地区を編成する。
- 3 新たな地区、班等を編成する場合又はこれを変更する場合は、当該会員の協議を得て理事会で議決し、総会において報告するものとする。

(協力組織)

第30条 本会は、地域における諸組織、各種団体及び法人等の協力を通じて、第1条に定める目的の実現に努めるものとする。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録に記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

### (資産の管理及び処分)

第32条 本会の資産は、会長が管理しその方法は理事会の議決により定める。

- 2 第31条第1号に掲げる資産のうち土地及び建物を処分し又は担保に供する場合には、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する総会の議決を要する。

### (経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### (事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第37条 本規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、さいたま市長の認可を受けなければ変更することができない。

### (解 散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、民法第72条第2項の趣旨にかんがみ、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑 則

### (備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておくものとする。

- (1) 規約
  - (2) 会員名簿
  - (3) 認可及び登記等に関する書類
  - (4) 総会、理事会及び役員会の議事録
  - (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 各会計年度末の事業報告書、収支決算書及び各会計年度末の財産目録
  - (7) 各会計年度の事業計画及び収支予算
  - (8) その他必要な帳簿及び書類
- 2 これらの帳簿及び書類の保存年限は、業務上の必要に応じて別に定める。
  - 3 会員は、随時、会長の許可を得てこれらの帳簿及び書類を閲覧することができる。

(委 任)

第41条 本規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、平成16年11月29日から施行する。

(旧会則の廃止)

- 2 本太一丁目自治会会則は、廃止する。

(経過処置)

- 3 本規約の施行日における役員任期は、本規約の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 4 本規約の適用に伴うその他の必要な経過処置については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

第1章 第4条

本会の事務所は本太1丁目自治会集会所に置く。

この規約は平成20年5月17日から改正実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 本改正規約は令和元年5月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 本改正規約の適用に伴う、必要な経過措置については、理事会の議決を経て別に定める。